

「財務諸表等の用語、様式、作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改正案	現行
<p>このガイドラインは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する<u>規則</u>の適用に当たり、<u>留意すべき事項</u>（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）<u>及び審査の基準・目安等</u>を示したものである。</p>	<p>このガイドラインは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する<u>留意事項</u>（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>
<p>第九章 外国会社の財務書類</p> <p>131 規則第 131 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項ただし書の規定により、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域（以下「本国等」という。）において開示又は作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件とする。</p> <p>「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における財務書類の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によるものとする。</p> <p>1 外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、国際会計基準や米国会計基準に従ったものであることが考えられる。）。</p> <p>なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した財務書類について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する監査証明に相当すると認め</p>	<p>第九章 外国会社の財務書類</p> <p>（新設）</p>

「財務諸表等の用語、様式、作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

<p>られる証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第 1 項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。</p> <p>2 本国等の法令等において、財務計算に関する書類の不提出や虚偽記載等に関し、財務計算に関する書類の提出会社に対する監督を行う本国等の行政機関その他これに準ずるもの（以下「海外監督当局」という。）による検査及び訂正命令並びに罰則等が規定されており、当該本国等の海外監督当局により、財務計算に関する書類の提出会社に対する適切な監督が行われていること。</p> <p>3 証券監督者国際機構（IOSCO）における多国間情報交換枠組み等の当局間による協議・協力及び情報交換に関する覚書において、監督上必要な情報を取得することが可能となっているなど、本国等の海外監督当局と金融庁による情報交換が可能となっていること。</p>	
---	--